

団体名:鳥羽市
 水源名:岩倉水源
 試料名:浅井戸・原水

省令No	検査項目	検査頻度	理由
1	一般細菌	1回/年	
2	大腸菌	1回/年	
3	カドミウム及びその化合物	1回/年	
4	水銀及びその化合物	1回/年	
5	セレン及びその化合物	1回/年	
6	鉛及びその化合物	1回/年	
7	ヒ素及びその化合物	1回/年	
8	六価クロム化合物	1回/年	
9	亜硝酸態窒素	1回/年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	
12	フッ素及びその化合物	1回/年	
13	ホウ素及びその化合物	1回/年	
14	四塩化炭素	1回/年	
15	1,4-ジオキサン	1回/年	
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	
17	ジクロロメタン	1回/年	
18	テトラクロロエチレン	1回/年	
19	トリクロロエチレン	1回/年	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)・ペルフルオロオクタノ酸 (PFOA) (1ng/ℓ)	1回/年	
21	ベンゼン	1回/年	
22	塩素酸	—	
23	クロロ酢酸	—	
24	クロロホルム	—	
25	ジクロロ酢酸	—	
26	ジブromクロロメタン	—	
27	臭素酸	—	
28	総トリハロメタン	—	
29	トリクロロ酢酸	—	
30	ブromジクロロメタン	—	
31	ブromホルム	—	
32	ホルムアルデヒド	—	
33	亜鉛及びその化合物	1回/年	
34	アルミニウム及びその化合物	1回/年	
35	鉄及びその化合物	1回/年	
36	銅及びその化合物	1回/年	
37	ナトリウム及びその化合物	1回/年	
38	マンガン及びその化合物	1回/年	
39	塩化物イオン	1回/年	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	
41	蒸発残留物	1回/年	
42	陰イオン界面活性剤	1回/年	
43	ジエオシン	1回/年	
44	2-メチルイソボルネオール	1回/年	
45	非イオン界面活性剤	1回/年	
46	フェノール類	1回/年	
47	有機物(TOC)	1回/年	
48	pH値	1回/年	
49	味	—	
50	臭気	1回/年	
51	色度	1回/年	
52	濁度	1回/年	

団体名:鳥羽市
 水源名:岩倉水源
 試料名:浅井戸・処理水

省令 No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)・ペルフルオロオクタン酸(PFOA) (1ng/l)	0.00005mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
22	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
33	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
39	塩化物イオン	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	水道法上省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
41	蒸発残留物	500mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
43	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
47	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
48	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
49	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
51	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
52	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可

団体名:鳥羽市
 水源名:白木
 試料名:浅井戸・処理水

省令 No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)・ペルフルオロオクタン酸(PFOA) (1ng/l)	0.00005mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
22	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
33	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
39	塩化物イオン	200mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
41	蒸発残留物	500mg/L以下	4回/1年(1回/年)	基準値の1/5超の為監視強化
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
43	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
47	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
48	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
49	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
51	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
52	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可

団体名:鳥羽市
 水源名:国崎(石鏡第一配水池系統)
 試料名:浅井戸・処理水

省令 No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)・ペルフルオロオクタン酸(PFOA) (1ng/l)	0.00005mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
22	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
33	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
39	塩化物イオン	200mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
41	蒸発残留物	500mg/L以下	4回/1年(1回/年)	基準値の1/5超の為監視強化
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
43	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
47	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
48	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
49	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
51	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
52	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可

団体名:鳥羽市

水源名:国崎(堅子配水池系統)

試料名:浅井戸・処理水

省令 No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)・ペルフルオロオクタン酸(PFOA) (1ng/ℓ)	0.00005mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
22	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
33	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
39	塩化物イオン	200mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
41	蒸発残留物	500mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
43	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
47	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
48	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
49	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
51	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
52	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可

団体名:鳥羽市
 水源名:上水道(旧答志島簡易水道)
 試料名:受水・処理水

省令No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS)・ペルフルオロオクタン酸(PFOA) (1ng/l)	0.00005mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
22	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
33	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4回/年	基準値の1/5超過の為
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
39	塩化物イオン	200mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
41	蒸発残留物	500mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
43	ジエオシン	0.0001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
47	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
48	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
49	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
51	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
52	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可

団体名:鳥羽市
 水源名:上水道(旧神島簡易水道)
 試料名:受水・処理水

省令 No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)・ペルフルオロオクタン酸(PFOA) (1ng/ℓ)	0.00005mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
22	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
33	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4回/年	基準値の1/5超過の為
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
39	塩化物イオン	200mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
41	蒸発残留物	500mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
43	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
47	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
48	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
49	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
51	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
52	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可

団体名:鳥羽市
 水源名:上水道(旧菅島簡易水道)
 試料名:受水・処理水

省令 No	検査項目	基準値	検査頻度	理由
1	一般細菌	100個/ml以下	12回/年	水道法上省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	水道法上省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
13	砒素及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)・ペルフルオロオクタン酸(PFOA) (1ng/ℓ)	0.00005mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
22	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
25	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
27	臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
29	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
31	ブromホルム	0.09mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年	水道法上省略不可
33	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4回/年	基準値の1/5超過の為
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
36	銅及びその化合物	1mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
39	塩化物イオン	200mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
41	蒸発残留物	500mg/L以下	1回/年	基準値の1/5以下の為
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
43	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
44	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	カビ臭成分が不検出の為
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
46	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/3年(1回/年推奨)	基準値の1/5以下の為
47	有機物(TOC)	3mg/L以下	12回/年	水道法上省略不可
48	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	水道法上省略不可
49	味	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
50	臭気	異常でないこと	12回/年	水道法上省略不可
51	色度	5度以下	12回/年	水道法上省略不可
52	濁度	2度以下	12回/年	水道法上省略不可